



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局 Press Release

報道関係者 各位

令和 7 年12月19日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 和彦

事業所給付監査官 寺内 健雄

電話：028-614-2263

人材開発支援助成金の不正受給に関与した訓練実施者の公表について

栃木労働局（局長 川口 秀人）は、今般、下記事業主について、人材開発支援助成金の不正受給に関与したことを確認しましたので、公表します。

記

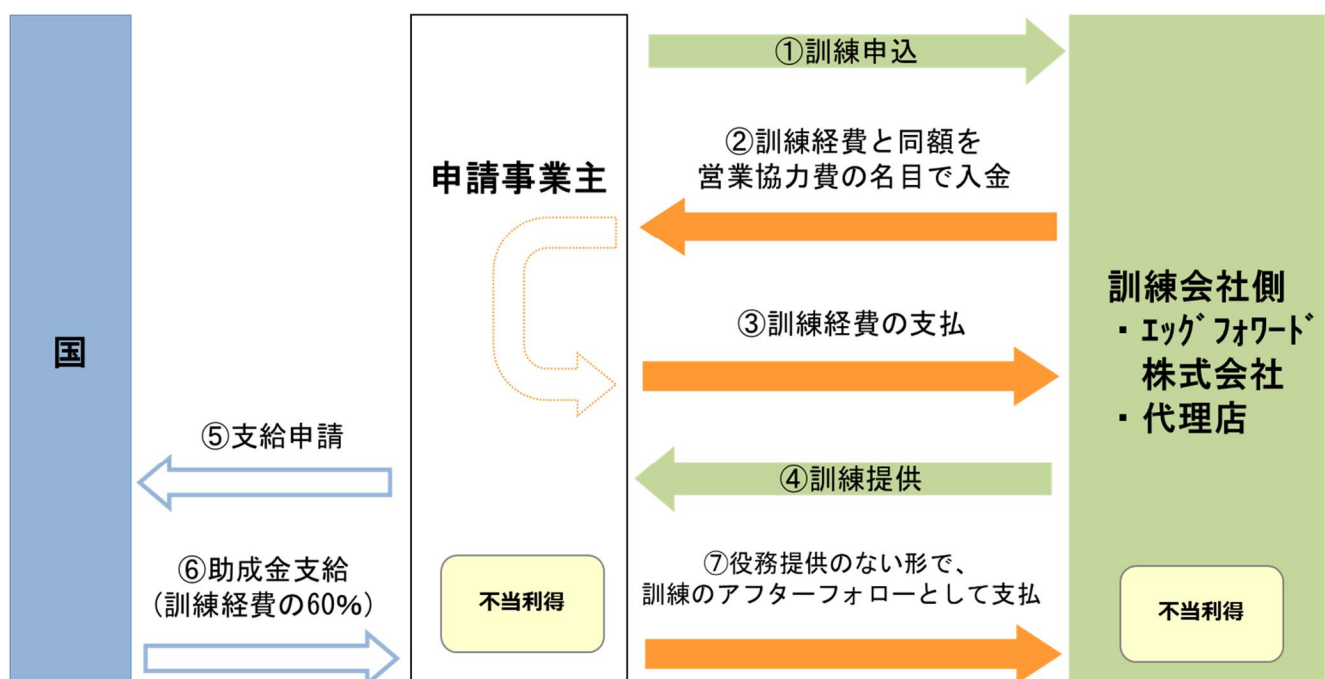
不正受給に 関与した 訓練実施者	名 称	エッグフォワード株式会社
	所 在 地	東京都渋谷区道玄坂 1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル 6 階
	氏 名	代表取締役 徳谷 智史
不正受給の 概 要	助 成 金 名	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）
	不正受給額	4,950,000 円
	支給決定等 取消年月日	令和 7 年 12 月 19 日
	不正受給の内容	栃木労働局管内の事業所 1 社に係る当該助成金の申請において、申請事業主に訓練経費の実質的負担なしで助成金を申請させるスキームにより、当該助成金を不正に受けた事業主の不正受給に関与したもの（詳細は別添のとおり）。

(別添)

【事案の概要】

- 人材開発支援助成金（以下「人開金」という。）は、企業が従業員に職業訓練を実施した場合に、訓練経費の全額を負担していることを条件に訓練経費の一部を支給する制度。
- 訓練委託元企業が訓練委託先（エッグフォワード株式会社（以下「エッグ社」という。））から資金提供を受け、それを訓練経費の支払いの原資とすることにより、実質的に訓練経費の全額を負担していないにもかかわらず、国に支給申請を行い、不正に人開金を受給していた。
- エッグ社は不正のスキームを考案し、訓練委託元企業に提案するなど、不正受給に関与していた。
- 不正の具体的なスキームの例は以下の図のとおり。

<本スキームの概要図>



<本助成金について>

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）定額制訓練は、事業主が雇用する労働者に対して、サブスクリプション型の研修サービスによる訓練を実施した場合に、訓練経費を助成するもの。助成金支給額は、訓練経費に助成率を乗じて算出。経費助成率は中小企業の場合は60%、中小企業以外の場合は45%。

不正受給に関与した訓練実施者

(問い合わせ先)
栃木労働局職業安定部職業対策課分室 助成金事務センター 電話 028-614-2263

【最新公表日】令和7年12月19日

※「返還状況」欄は最新公表日時点の情報を掲載。

公表日	名称	代表者氏名	所在地	助成金の名称	不支給決定日又は 支給を取り消した日	返還を命じた額	返還状況	不正の内容
令和7年12月19日	エッグフォワード株式会社	徳谷 智史	東京都渋谷区 道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル6階	人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)	令和7年12月19日	4,950,000円	未返還	栃木労働局管内の事業所1社に係る当該助成金の申請において、申請事業主に訓練経費の実質的負担なしで助成金を申請させるスキームにより、当該助成金を不正に受けた事業主の不正受給に関与したものの。
令和7年12月19日	エッグフォワード株式会社	徳谷 智史	東京都渋谷区 道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル6階	人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)	令和7年12月19日	未然防止	-	栃木労働局管内の事業所1社に係る当該助成金の申請において、申請事業主に訓練経費の実質的負担なしで助成金を申請させるスキームにより、当該助成金を不正に受けようとした事業主の不正受給に関与したものの。